

## パーソナルデータの利用・流通に関する研究会（第9回）議事要旨

■日時：平成25年6月11日（火）14時00分～15時10分

■場所：総務省8階第1特別会議室

■出席者：

○構成員

堀部座長、辻井座長代理、糸井構成員、岩下構成員、岡村構成員、菊池構成員、新保構成員、関構成員、曾我部構成員、高橋構成員、富沢構成員、長田構成員、新居構成員、別所構成員、安岡構成員、吉川構成員、吉田構成員、大島構成員代理

○オブザーバー

辻畑消費者庁消費者制度課課長補佐、宮田経済産業省情報経済課課長補佐

○総務省出席者

阪本政策統括官、谷脇大臣官房審議官、山崎情報セキュリティ対策室長、小川消費者行政課企画官、折笠情報通信政策課課長補佐、井上自治行政局地域政策課地域情報政策室官、大塚行政管理局個人情報保護室課長補佐、

○事務局

村上情報セキュリティ対策室調査官、藤波情報セキュリティ対策室課長補佐

■議事要旨：

1. 開会

2. 議事

(1) 報告書について

事務局より、報告書案について説明が行われた。

(2) 意見交換

報告書（案）について、以下のとおり意見交換が行われた。

- アクションプランには、本報告書のベースとして、更なる検討が必要なことも示されている。これらの検討を継続し、より様々な基準が明確になっていくことを望む。
- 本報告書は今後の課題が網羅的に提示されている。今後、経済発展と共に、どのようにパーソナルデータの利活用の活性化につなげていくのが重要となる。
- プライバシーの保護は重要であるが、同時にビジネス視点の利活用を進めていく必要があり、その点が報告書に盛り込まれたことは良かった。今後もバランスの取れた議論をしていきたい。
- 報告書では、保護すべきパーソナルデータの範囲と実質的個人識別性という概念が打ち出されており、これを機にプライバシー保護の理解が進むだろう。実質的個人識別性は、あくまで議論の方向性を示したもので、これからの具体的な議論の進展に期待している。
- 現状に応じたプライバシー保護が必要である。プライバシー保護の強化で、事業者にとっては規制が厳しくなるかもしれないが、現状にそぐわない対策では運用できないことが認識されてきている。その点、本報告書では、プライバシー・バイ・デザインの手法を用

いるなどして、実質的なものを守っていくことが提示できた。

- パーソナルデータに関するルール策定について、マルチステークホルダープロセスでの国の役割を明示している点は重要である。事業者だけではビジネスの観点優先しがちであるので、公益的観点も確保しながら現実的なルールを模索するための仕組みとして重要だと考え、積極的に活用され、機能することを期待する。
- 今後、アクションプランに沿って検討を進めるのであろうが、国際的な広がりという観点から、マルチステークホルダープロセスには外資系企業も入れることを検討して欲しい。
- マルチステークホルダープロセスで消費者がどういう役割を果たすかに関して、プライバシー保護にアンテナを張って厳しく見ている人もいるが、無関心な人も多く、リスクを精査できる消費者が少ない。いかに消費者に分かり易く説明し、理解できる消費者を増やしていくかが重要であり、日本はその点が遅れていると考える。
- プライバシーの概念は人によって捉え方も異なり、多様である。画一的なガイドラインを作ることは無理であり、作成してしまうところによる弊害も大きい。その点において、事業者も参加して考えなければいけないマルチステークホルダープロセスを示していることは適切である。今後、共同規制がどうあるべきかの検討や、マルチステークホルダープロセスの実例の構築が必要である。
- プライバシー・コミッショナー制度については、プライバシー保護とパーソナルデータ利活用のバランスの取れた制度になることを願っており、コミッショナーの性格、役割等について今後も議論を深めて欲しい。
- プライバシー・コミッショナー制度について、誰がどのように何をするのか、今後も考えないといけない。総務省、経済産業省、消費者庁、厚生労働省ができるだけ協力し合って、もし、法律が変わらないのであれば、その協力体で様々な対応ができると良い。
- 番号法で特定個人情報保護委員会の権限の拡大について触れているが、当該委員会は守りの観点のものであると認識している。本研究会での議論は大量のデータの利活用を対象としており、このようなデータの利用に関するコミッショナーを検討する際は、ICTの活用や生活の利便性の観点を踏まえた検討が進むことを望む。
- パーソナルデータに関するルールのエンフォースメントについて、個人情報保護法の制定時には熱心ではなかった点だが、ルールを現実的なものにした上で、エンフォースメントをしっかりできるようにすることが重要である。
- 報告書では、プライバシーポリシーやマルチステークホルダープロセスで策定されたルールを契約約款に示して司法に委ねるとしているが、例えば、第三者提供に関しては、個人は情報提供先の事業者とは契約関係にないということもあり、それらを司法でどう対処できるのかなど、引き続き、検討が必要となる。
- EUのデータ保護規則案については、再検討を行うという方向性になっているという情報があり、反映が必要となるような修正内容であれば再度、確認をお願いしたい。
- パーソナルデータという用語が海外でも使われているが、訳すと結局は個人情報になってしまうこともあり、本研究会の取組を海外に説明することが難しい。これは、「個人情報」と「個人に関する情報」の訳語についての議論をこれまで行ってこなかったことにも原因があるが、今後は、国際的な取組との整合性を保つためにも、よりよい用語が必要である。
- パーソナルデータには個人情報保護法だけでなく通信の秘密も関わってくる。これらの関係各法の整理が進み、利用者の不快感が減り、事業者もデータの利活用を通して社会貢

献できるようになると良い。

- 3年程前、内閣官房で事故前提社会という概念が示された。日本人は、最悪のシナリオを描き、許容レベルを定め、そこを超えたら対処する、といったことが苦手である。パーソナルデータに関しても、漏えいを起こさないのではなく、漏えいが起きる前提で、漏えいをどう検知するか、どう報告するか、どう被害の拡大を防ぐか、どう再発を防止するか等、そうした対策に重点を置くことが必要である。

(3) その他

意見を反映した報告書については、近日中に公開する旨、事務局より連絡があった。

3. 閉会

以上